

美川町の誕生時期をめぐって

Concerning the Process of the Birth of Town named 'MIKAWA'

森山 誠 一
Seichi Moriyama

はじめに

石川県の美川町は、石川県の最初の県庁所在地として近代移行期の石川県研究にとって注目に値する町である。なぜ、最初の石川県庁が、この町に置かれたのかをめぐっては、議論の分れるところであるが、その研究のなかで、実は美川町の誕生についての通説が誤りであることを発見した。本稿では、この点について、問題提起と私見を呈示して、近代移行期の地域史研究に一石を投じてみたいと思う。

問題提起

石川県の明治維新期の研究をされてきた徳田寿秋氏は、「金沢県の消滅に関する一、二の検証」〔『加能地域史研究』10号、一九九八年三月。以下、徳田論文と略称する〕のなかで、既刊の石川県通史類^{〔注1〕}に見られる、美川町の名称成立時期、金沢県から石川県への改称時期、さらに美川町への移行時期などの記述の曖昧さ・誤認について批判的に検討され、石川県庁美川時代は、実は一年に満たず、実質的に「わずか七カ月半」(明治五年旧暦四月二〇日〔陽暦六月七日〕正しくは五月二六日〔森山注])、明治六年一月二四日〔陽暦〕であったこと、又その時期等を明確にされるとともに、移行の理由についても自説^{〔注2〕}の堅持を強調された。たしかに、通史の多くが曖昧・誤認の記述をしていることに対する徳田論文のこの問題指摘は適切である。しかし、「検証」というからには、ゆるぎない証拠をもって証明されなければならない。そのような検証がなされているかといえ、必ずしもそうではないといわざるを得ない。そして残念ながら、氏もまた美川町の誕生時期について

は、通説の誤りを踏襲されてしまっている。移行の理由についても、必ずしも説得的ではない。後者については別稿の課題とするとして、本稿では、まず前者の美川町誕生の問題をとりあげ、通説の訂正を試みたい。

〔注1〕高沢裕一編『図説石川県の歴史』(河出書房新社、昭和63年2月刊)
下出積与著『石川県の歴史』(山川出版社、昭和45年3月刊)
若林喜三郎監修『石川県の歴史』(北国出版社、昭和45年4月刊)
若林喜三郎編『加賀能登の歴史』(講談社、昭和53年7月刊)
〔注2〕徳田寿秋「五ヶ条の誓文と地方政治——糞虫一揆との関連について——」
〔『日本における国家と宗教』大蔵出版、一九七八年刊〕

拝読するに、徳田論文の証明の拠りどころ——つまり検証に使った史料——は、刊行されている翻刻版の『石川県史料』第一巻(石川県誌稿)、『石川県史資料』近代篇(2)〔皇国地誌〕だけである。これらは、明治の初期に政府が各府県に命じて作成させ、完成に至らないで内閣文庫(現・国立公文書館)などに保存されていた稿本の、戦後における初めての翻刻本である。誤植・脱漏などの心配のない陰影本(虫喰い状態も確認できる)ではない。手書きの近世史料に親しまれている氏は、誤植の恐ろしさに遭遇されていないのかもしれないが、近代史料を扱う場合、オリジナルな原本(あるいは陰影版)と活字化された刊行物(殊に翻刻本)との照合は欠かせない基礎作業である。困難・不可能な場合もあるが、これを怠ると決定的な誤りを犯すことがあるので、証拠(検証の史料)として使う場合には慎重を期さなければならぬ。後に触れることになるが、氏は、はしなくも翻刻版『石川県史料』第一巻を引用して検証するさい、この陥穽に落ちてしまった。

ところで、これまでの通史類は、歴史研究の水準が飛躍的に高まった戦後においても、廃藩置県前後については戦前の日置謙編『石川県史』第四編(昭和6年刊)や、同『加能郷土辞彙』(昭和17年刊)を越えないまま、主として近世史研究者によつて編纂されてきたためか、近代史研究の常識ともいえる公文録・太政類典・石川県史料・皇国地誌、とくに前二者の参照がなされないで記述されている。

実は、徳田論文もまた前二者の参照をしないで、誤りの屋上屋を重ねてしまったのである。ことほど左様に、石川県の近代成立期研究は遅れているといわざるを得

ない。この原因は、県内に近代史研究の専門家が少ないせいもあるが、戦後になって本格的な石川県史編纂事業がなされていないことが大きな理由であるように思われるのである。両隣の富山県と福井県では、現行の置県百年を契機に本格的な修史事業が実施され、史料編を含む県史が編纂済みであるのに、石川県では、『石川県史資料』の刊行事業が、かろうじて継続されているくらいで、『石川県史』現代篇を十年ごとに追加発行してきたに過ぎない。県民は、これで満足なのであろうか。筆者は、『石川県史』第四編（明治時代）は、戦後の歴史学の成果と正確な史料の裏付けのもとに編纂し直されるべきだと兼ねがね考えている者のひとりである。

通説紹介

——美川町の誕生は、明治二年か？——誤伝の根深さ——

美川町の「美川」という呼称の始まりは、比較的新しく、明治のはじめ、手取川口の両岸に位置する石川郡「本吉」と能美郡「湊」とが合併した際、両郡名から各一字を採って命名されたものといわれている。

そして、本吉を「美川町北郷」、湊を「美川町南郷」と唱えることにしたという。

（参考）——金沢の場合——

▽明治三年閏十月十日、金沢町を四郷（東西南北の四郷）に別ち、各会所を

置くべきことを告ぐ。（『加賀藩史料』藩末篇・下、一二四七頁）

「明治のはじめ」とは、通説では、明治二年とされている。事実なのだろうか。

たしかに、これまでの諸編著には、次のごとく、いずれも明治二年とある。継受系統が判るように年月順に、煩瑣を厭わず紹介しておきたい。

①『美川町誌』（明治十五年五月誌。美川町役場所蔵）——未刊行の覚書帳——

「明治二年、能美郡湊浦ト石川郡ノ本吉トヲ合併シ美川町ト改称セラレシニヨリ、湊ハ南郷、美川ハ北郷ト唱ヘンコトヲ請ヒシニ許サレタリ。其ノ後復タ分離シ、湊ハ能美郡ニ編入シ、本吉ハ単ニ美川町ト今尚唱セリ。」（『美川町政史』昭和49年11月、一頁より重引。表紙の写真あり、左下に「中町 加藤 蔵書」とある。——「加藤」は、本吉町の有力商人・加藤九吾）

〔追記〕二〇〇二年三月八日、美川町役場文化振興室から送っていただいた原本のコピーによると「明治二年巳ノ三月廿六日、本吉湊才許高林孫兵衛力任

ヲ解キ、石川河北ノ郡宰岡田判左衛門ヲ置キ、此時ニ当リ王政ニ帰ス。同年□月（一字空欄）能美郡湊浦ト石川郡ノ本吉ヲ合併シ美川町ト改称セラレシニヨリ、：（以下、引用と同文）」（句読点、（ ）内は引用者）とある。

②「皇國地誌」の石川郡美川町の項（注）——『石川県史資料』近代篇(2)、五九一頁——

「明治二年己巳三月。能美郡湊（ミナト）村ヲ合セ本（美川）町ノ称ニ改ム。……」（石川県立図書館の原本のコピー版より。「ミナト」は原本ルビ。（ ）内は引用者）

（注）石川県地理課『加賀国石川郡宿町誌』（明治十六年十二月上申、編集主任は大屋愷故・田中正義・高橋富兄）のうち「美川町」

③和田尚軒（文次郎）編『石川郡誌（加賀誌第三編）』（修盛館、明治35年2月刊）

「石川郡」本吉は嘗て朝屋庄に属せり。……明治二年能美郡湊浦を併せ両郡名の尾字各一を取りて名を美川町と改め湊を南郷、美川を北郷と唱ふ後ち分れて旧に復せり」

（注）和田は、①の『美川町誌』を参照している（二四四頁）。

④『石川県石川郡誌』（石川郡自治協会、昭和2年3月刊。復刻版あり。）

石川郡美川町の「町名」の由来——「明治二年能美郡湊村を合し、両郡名の各々一字を取り美川町と命名し、旧本吉町を北郷、湊村を南郷と唱へ来りしも、同四年復び分離し本吉町のみを美川町と称せり。」（四七七頁）

⑤日置謙『加能郷土辞彙』（昭和17年2月刊。昭和31年8月の増補改訂版も同文）

a 「美川」——「石川郡に属する部落。もと本吉町であつたが、明治二年能美郡湊村を合して美川町とし、四年復び分離して本吉のみを美川町とした。美川の名は能美・石川の二字を取つたものである。」（八一三頁——昭和17年版——）

b 「石川県庁」——「明治」五年二月金沢県庁を管内の中央なる石川郡美川町即ち元本吉町なる町奉行役場跡に移し、県名を石川県と改め、廿二日開庁の儀式を行つた。」（三七七頁）

c 「県制」（三）石川県——「明治五年二月二日金沢県を石川県と称し、又石川郡本吉町を美川町と改めて、県庁をここに移し、廿二日開庁の典を挙げた。新

県名は郡名から採ったのである。」(二八四頁)

(注) このaとbからは、石川郡本吉町と能美郡湊村が合併して美川町が誕生したのは明治二年であるが、明治四年に分離して本吉のみで美川町となり、明治五年に、この美川町の本吉の町奉行所跡に県庁を移し石川県と改称したと読み取れる。ところがc——同じ編者の『石川県史』第四編(昭和6年)では、「明治五年二月二日金沢県を石川県と称し、又石川郡本吉村を美川町と改めて、県庁をその旧町奉行所跡に移し、二十二日を以て開庁の典を挙げ。蓋し石川県の名は石川郡より取りしなり。」(四頁)といい、明治五年の県庁移転のときに美川町が誕生したという理解の表現になっている。戦後の諸本の混乱の源のひとつか？

(注の注) 田中喜男著『わが町の歴史・金沢』(文一総合出版、昭和54年2月)「一八七二年(明治五)二月、金沢が北にかたよりすぎるとい理由で手取川口の石川郡本吉村と湊村を合併して美川町とし、ここへ県庁を移した。このとき、石川郡に所在する県庁ということで石川県と命名され今日におよんでいる。」(一六三―一六四頁)

この説明だと、湊村が能美郡の村であることが不明なので「美川」の由来が了解できない。さらに明治五年二月は再分離の時期であって合併の時期ではない。「美川」命名の時期でもない。

⑥ 田中鉄太郎編『美川町史』(美川町役場、昭和16年12月刊。復刻版より引用)

上巻の「沿革の概要」——、石川郡本吉町は「明治二年能美郡湊村と合して両郡の名各一字を取りて、美川町とし、本町を北郷、湊村を南郷と唱へたが、超えて四年分離して我町のみを呼称した。」(三一頁)と、明治二年説をとりながら、

下巻では、「明治五年二月二日金沢県を石川県と称し、又石川郡本吉村を美川町と改めて、県庁をその地に移し、二十二日を以て開庁の典を挙げた。蓋し石川県の名は石川郡から取ったものである。」(七四五―七四六頁)として、県名改称(金沢県→石川県)・県庁移転(金沢→美川)と美川町誕生(本吉→美川)の三つが同時であるような表現をとっている。下巻に引用している地方(ぢかた)文書には、明治四年三月以降「美川」の名が少なからず登場してい

るのに、編者(田中)自身、疑問を感じなかったのだろうか。

以下の三書も、明治二年合併誕生説を踏襲。

⑦ 明翫弥之助編『美川案内』(美川商工会、昭和3年12月刊)

「……明治二年能美郡の湊村を合し、両郡名の各一字をとり美川町と名命し、旧本吉町を北郷、湊村を南郷と唱へしも幾分人情風習の異なる為意志の疎通を欠きてか同四年復分離して本吉町のみを美川町と称せり、同五年五月金沢県庁を本町に移し石川県の称に改めしが……」(四頁)

⑧ 川良雄編『美川町近代産業史』(昭和40年11月刊)

「まづ明治二年には本吉と湊を合併して美川町とし、旧本吉を北郷、旧湊を南郷と称したが、四年には分離し北郷のみを美川町と称している。」(六七頁)「明治五年二月二日に金沢県が石川県と改称され、同時に本吉を美川と改め、その旧奉行所跡に県庁が設けられたのであった。」(六五―六六頁)

⑨ 『美川町政史』(昭和49年11月刊)

——この編者は、慎重に昭和16年発行の田中鉄太郎『美川町史』、明治15年編集の『美川町誌』、『皇国地誌』の「美川町」の項、陰影版『石川県誌稿』(『石川県史料』)など、さらに地元の行政文書・地方(ぢかた)史料を参照・引用しているが、残念ながら明治二年説から脱却できず、正しい結論には至っていない。

全国的な地名辞典編纂事業

⑩ 竹内理三総括編集『角川日本地名大辞典17石川県』(昭和56年7月刊)

「美川町(みかわまち)——「明治二年石川県本吉町と能美郡湊村が合併して成立。本吉町を北郷、湊村を南郷と称したが、明治4年には分離して北郷のみを美川町とした(美川町政史)。」(八四七頁)

このように明治二年説は、現在ひろく信じられており、戦前・戦後の郷土関係書の多くが、この説を採用し、長らく通説化しているといつてよい。

通説批判

ところが、金沢県を石川県と改称し、県庁を金沢から美川に移すことを指令した

明治五年二月二日の太政官「公文書」（国立公文書館に保管されている公文録、および太政類典）は、「美川町ノ称ハ去末三月中石川郡本吉村能美郡元湊村ヲ合シ相唱へ候儀ニテ」という（傍線は引用者）。この「末年」とは、明治四年であり、二年ではない。ちなみに、明治二年は「巳年」である。

さて、徳田論文は、「誤植」（誤記？）のある翻刻版『石川県史料』第一巻の次の箇所注目し、（以下、傍線および中略は森山）

「美川町ノ称ハ去末三月中石川郡本吉村能美郡元湊村ヲ合シ相唱へ候儀ニテ一村兩郡ニ涉リ不都合ニ付……石川郡ノ内ヲ美川町ト称シ能美郡ノ内ヲ依田湊村ト可称事」を引用して「（史料中の去末三月は、去巳三月の誤りか、明治二年の美川改称を明治四年と誤ったのかの何れかと思われる）」と述べられている。誤記か誤認という訳である。

徳田論文は、何を根拠（証拠）に『石川県史料』は誤記か誤認だというのだろうか。何故に明治二年が正しくて、明治四年は誤りだというのだろうか。「検証」とは「取り調べて正確に証明すること」であるが、残念ながら根拠（証拠）の提示不十分と断定するしかない。それどころか、徳田論文には致命的な二重の誤認がある。

徳田論文が引用して誤記か誤認だとしている『石川県史料』は、『石川県誌稿』ともいい、「明治七年十一月十日太政官第四百四拾七号ヲ以テ頒布セラル、歴史編輯例則ニ拠リ稿ヲ起シ」た明治政府の全国的な歴史編纂事業（未完成）の石川県版（毛筆稿本）である。内閣文庫（現・国立公文書館）に長らく眠っていたため、虫喰い欠損がひどく判読不能な箇所も少なくない。石川県には完本がなく、一九七〇（昭和四五）年、内閣文庫所蔵本の機械複製版（いわゆる電子リコピー版）を作成して石川県立図書館に備え閲覧に供されたが、利用者が多く、翻刻版を出すこととなり、昭和四六年と昭和五〇年、『石川県史料』全五巻（石川県立図書館）として出版された。

徳田論文が翻刻版から引用し、疑問を提示した箇所「去末三月」の「末」は、内閣文庫の原本では、虫喰い欠損（判読不能）の箇所であるが、原本の原典「公文録」および「太政類典」（いずれも国立公文書館所蔵）では、「末」となっている。おそらく翻刻版の編集者は種々照合をして正しく「末」と補ったのに、誤植のまま校正

ミスとして「末」が残ってしまったのであろうと推測される。こういうことは時々起きるので、可能な限り厳密な考証をして原典に遡及して確認をとるべきなのである。徳田氏は、翻刻文書の扱いに馴れておられないのかもしれないが、ここまで検証されるべきであった。そして、その上で、明治四年説を明治二年説とともに、先入観なしに検討されるべきであった。さらに言うならば、それよりさき、前掲の既刊の美川町史誌類を閲読され、疑問（注）をもたれるべきであった。

（注）内閣文庫版の機械複製版（石川県立図書館所蔵）から引用したと推測される『美川町政史』（昭和49年刊）は、この部分を□（「不明」としている（二二頁）。徳田氏は、このことに気付かなかったのであろうか。

ともあれ、史実として、「巳」（明治二年）が正しいのであれば、「末」（明治四年）とした原本（そして、原本の原典）の事実把握に誤認があったこととなる。

史実として正しいのは、どちらなのだろうか。——徳田論文は、明治二年説であるが、明治二年説の『皇国地誌』等が正しくて、明治四年説の『石川県史料』は誤りであると、何を根拠に検証されるのか。原理的には、いずれも疑い得るはずである。どちらが、というより証拠資料にもとづいて正しい史実は何かを確定する作業こそが「検証」というものである。そのためには、信頼できる史料の裏付け（可能な限り、第一次の史料による証明）が必要である。さらには補強の傍証も必要となる。

さて、明治二年説を検討してみよう。明治維新の大激動期であるばかりでなく大変な凶作年となった明治二年の加賀（金沢）藩政をたどってみると、三月に大規模な職制改革が行われたことが知られる。（『加賀藩史料』藩末篇・下、一〇〇六頁。一〇二八頁）

このうちで注目されるのは、まず次の部分である。

「御郡奉行・遠所奉行は本吉湊裁許被止、更に能美郡宰——小松・湊付属。石川河北郡宰——本吉・松任・金石付属。……」（三月廿六日）——一〇三〇頁。——注

「湊」を能美郡宰のもとに属せしめ、「本吉」を石川河北郡宰のもとに属せしめた

ということとは、この時の両地は未だ分離状態（つまり合併していない）ということである。

—次の資料でも、両地は別立てのようである。

〔参考〕『加賀藩史料』藩末篇・下—〇三二頁〔下線は引用者〕

▽「明治二年三月、加賀藩の版籍に関して上申す。」—新政府あて

* 石川郡之内 金沢城下并金石町松任町本吉町四ヶ所戸数……………

* 能美郡之内 小松安宅町湊町三ヶ所戸数……………

合併は、この直後なのだろうか？ どうも、明治二年説（通説）は腑におちない。

明治二年から三年の本吉（美川）の状況・動向を、さらに辿ってみよう。

○明治二年二月、「小前の者撫育の爲め東浜開拓に付、同地域にある松樹一千百本根伐極印を租税局に申請した」（田中鉄太郎『美川町史』七二二頁。以下、田中・〇頁と略記）

○三年三月、加州郡治局へ「本吉領東浜仕立林之場所」の本格的開拓を願い出る。

（田中・七二九頁）

この開墾（救貧）事業は、結局は失敗に終わり、多額の借金が残され、凶作・疲弊の折から、町当局は、その善後策に苦勞する。（田中・参照）

〔参考〕『加賀藩史料』藩末篇・下

▽明治二年「三月十六日、御郡方に撫育所を設置す。」（一〇二五頁）

〔能美郡・石川郡相兼手取川筋に而撫育所主附 能美郡牧野孫七・御直支配 赤井村藤作〕

▽明治三年、市政局より町年寄中へ「三月五日、四民に開墾を行ひて食料を豊富にすべきことを諭す。」（一一八三頁）

☆明治二年から三年の間は、江戸期と同様、町年寄六人によって町務が担当されたが、明治三年十二月から翌年までは「市長」が置かれたという（『美川町近代産業史』）

○明治三年三月—「本吉町年寄、早瀬四郎右衛門」（田中鉄太郎『美川町史』七二五頁）

○明治三年三月—「本吉町年寄」（田中・七二九頁）。

○明治三年十二月—「本吉町年寄」（田中・七三三頁）。

この時期（明治三年末）になっても、「美川町」の名称は登場しない。

明治四年説の根拠

実は、結論からいうと、本吉と湊が合併して「美川町」と称することになるのは、明治四辛未年二月の金沢藩庁の決定によるのであって、明治二年ではない。その証拠資料は複数あり、以下に紹介する。（句読点等は引用者。／は改行を示す。）

(1) 奥村栄通（藩老）編『御触留』明治三年庚午年自十一月〜明治四辛未年至三月。

（加越能文庫—金沢市立玉川図書館近世資料館）

〔従来町立之内附属村有之ヶ所

一 小松 梯出村

一 松任 茶屋垣内

一 所口 府中村・小島村・藤橋村・所口村

一 今石動 後谷村・福町村・上野村・小矢部村・畠中村・桜町村

一 城端 理休村・野田村

一 高岡 横田村・内免新村・中川村

一 水見 岩上村・朝日新村・加納村

一 魚津 下村木町

右従来之町統ニ有之村々之内、町家与混居或ハ建並候家々ハ村名ヲ削リ町内江打込可申事。

一 金石

右町統附属村無之ニ付従来之通。

一 本吉 湊

右合併一郷ニ成シ更ニ美川町与相改候之事。

〔以下、「輪嶋」「井波」「滑川」「東水橋」「西水橋」「放生津」「安宅」「境」についての改正を指示しているが、引用略〕

／…／辛未二月 藩庁／庁掌江／付札 一同江可申達候

同じ内容を「御用留」に記録した藩内の十村・肝煎資料が、いくつかあり、活字化されているものもある。次の(2)・(3)は、かなり前に公刊されたものである。

(2)『輪島市史』資料編第四卷(昭和50年3月刊)六五～六六頁。

(藻寄行蔵文書、辛未二月廿日)

(注)輪島市史の編者は、「本吉」と「湊」を、「本吉湊」と読んで一つの地名と勘違いして、「本吉湊(原本欠字)」という珍注記をしている。

(3)『富山県史』史料編VI(近代・上)、一六九頁(昭和53年10月)

(明治四年 御用小留)——「伊東文書」(富山県立図書館蔵)

(4)岡部直造「御用留」(明治四年辛未正月)〔原本あり〕

——本文同じ。省略——

「遠所諸町ケ所別紙之通、相改候条可得其意、右之趣、至急一同江可相触候也」辛未二月 藩庁/別紙御渡ニ付、相達之候也/辛未二月 藩掌/追而、承知之験ニ而可相返候也/別紙町立被仰付候ケ所、帳面并添書共一結三通御渡ニ付、相廻候間至急先々御廻、留より明後十二日御役所始メ諸郡溜り御返可被成候。以上/辛未二月十日 石崎順造・南助松/諸郡里正棟取衆中」〔十村岡部家文書〕——石川県立歴史博物館寄託)

さらに、この改定の「決定」を示す金沢藩知事・前田慶寧の政務日誌もある。

(5)「御手留抄」(金沢市立玉川図書館近世史料館、加越能文庫)——原本は「恭敏公日記」(金沢市史編纂室に陰影本がある)と題されている。

——前田慶寧は、加賀藩の最後の第十四代藩主。「恭敏公」と呼ばれる。

①明治四年二月七日伺「三州町立ケ處改正之義、雑税掛僉義之通、被命候而可然」

②同年同月十二日「放生津町・伏木村合併、更ニ越湊町改唱之義奉伺置候処、雑税掛僉義、更ニ新湊町ト改唱之義、御聞届相成可然」

③同年同月十七日伺「三州之内、村方町統ニ有之分、町内へ合併之義、正税掛僉義之通御聞届可然」

④同年同月十八日伺「金沢町地・郡地混淆之ケ處改正等之義ニ付僉義、正税掛申聞通、相成可然」

(付記)明治四年三月、金沢町の周囲に於ける郡市の境界を確定す(「加賀藩史

料」藩末篇下、一三一九頁)

これらは、藩政時代と違って、最終の決定は新政府の認可が必要であった。

ところが、(1)についていえば、金沢藩は「伺」を経ずに事後の「届」(辛未三月十九日)を提出したため、新政府の「弁官」からは「書面ノ趣今度限り被聞届候以後ハ伺ノ上可取計事」と、行政指導を受ける破目に陥っている。(「公分録」)

(注)「村名改称分合等ハ民政部へ稟議セシム」(明治二年十一月十七日。太政類典)なお、民政部が大蔵省に吸収された後は、大蔵省の所管。

(6)『太政類典』——「金沢藩管下町村名ヲ改称ス」(明治四年三月)——

このように、決定的な行政資料は複数あり、既に基づいぶん前に活字化され、公刊されているものもあり、徳田氏はじめ多くの人々が気づかなかっただけであって、「美川町」の誕生は明治「三」巳年ではない。つまり、「巳」年ではなく、明治四「未」年が正しいのである。徳田論文には、翻刻への誤認と事実誤認の二重の誤認が存在したのである。

筆者の調査した限り、これに矛盾するような第一次史料は見当たらない。むしろ、この史料を裏付ける傍証ばかりである。北郷・南郷の区別も、このとき以前にはなく、以降の限られた時期に登場するだけである。

(注) 誤伝の淵源は、美川町役場文書『美川町誌』(明治十五年五月誌)や、『皇国地誌』(「美川町」を含む『加賀国石川郡宿町誌』は、明治十六年進達)にあるように思われる。長らく史家を翻弄した罪つくりな誤伝ではある。

補追

さて、合併に対する地元への反応は、どうであつたのだろうか。ぜひとも知りたいものである。が、昭和四〇年代の調査では「なぜ本吉町と湊村とが合併したのか、合併当時の町民の感情やその後の分離の理由などはいっさい不明であり、また、それを明らかにする資料も入手できなかった。……」という。(『美川町政史』(昭和49年11月、二頁)

誤伝に振り回され、明治二年当時の両地の史料を検討する限り、いつまでたつて

も、この事情の解明はできないだろうと思われる。しかし、ここに、明治四年の藩政改革の一端として、上意下達の一方的布令による合併であり、一方的な命名であったことが判明した以上、地元の住民感情・反応を解明する手掛かり（大前提）は得られたといえよう。

ともあれ、上記の経緯を反映してか（「それゆえ」といふべきか）、合併後の町政運営は順調には行かなかつたようで、次のような興味深い資料が残されている。ここからは、当時の住民（ことに有力指導層）の戸惑い・反発（ことに「湊」側の一端を押し量ることができ）。

○明治四年「御用留」（美川町役場所蔵）

「先達而當所并湊村合併、美川町卜御改唱ニ相成、都而御用方談合相務可申旨被仰渡奉得其意候。然所御用方参合ニ付南郷市長等へ度々当町役所迄出勤之儀申送り候得共、更出席不仕、御用方参合仕兼申候間予而御達申上候。就テハ以来是等ノ所如何相心得可申哉、此段御伺申上候。以上

辛未（明治四年）三月／美川町北郷市長 竹田受平／雑税懸 御中」（『美川町政史』三頁。傍線は引用者）

（注）藩末の加賀藩の諸改革の事情から、所属する郡の異なる両地が突然の上意下達で一方的に整理統合されたのであるから、当然起き得る事態（ことに南郷の反発）ともいえる。

また、当時は未だ手取川の河口に橋がなく両地の人的（意思疎通、通婚、文化交流）かつ物的（経済その他）交流の不便さも、うまく行かない事情であったのではと思われるが、事情は単純ではないようだ。

（注の注）斎藤栄蔵が何龍橋を架設するのは、明治十一年。それまでは、渡船。

いまさら指摘するまでもなかるうが、文中の「先達而」とは、二年前（明治二年己巳）ではなく、当年（明治四年辛未）のことと解すべきである。それを傍証するかのように、田中『美川町史』に引用された地方文書には、明治四年三月以降、盛んに「美川」・「北郷」・「南郷」の名称が登場する。それ以前には見あたらない。

——（参考）金沢の場合

▽明治三年十月、金沢。町年寄を廃して市長を置く。（『加賀藩史料』藩末篇・下、一二四三頁）

○明治四年三月——「美川北郷市長、竹多受平」（田中・七二三頁。田中・七三三頁）

○明治四年「未四月、美川町市長 山田嘉平。未六月、美川町市長 自分（加藤九吾）」（田中・四一六頁）。このほか「太田樺市（美川北郷市長）熊田工（美川南郷市長）」（四一九頁）

○「美川町北郷南郷之間 手取川 渡し船。……美川北郷草高……。同南郷草高……。辛未六月」（田中・六九一～二頁）

○明治四年六月廿五日「加藤久吾義、美川町市長被命様仕度旨、雑税懸申出候ニ付、則被命候様申渡候」（『恭敏公（藩知事）日記』三ノ二。金沢市史編纂室）

——時代は急激に動く。明治四年七月十四日、廃藩置県が断行される。——金沢藩は金沢県となる。これにより、版籍奉還（明治二年）後も旧藩主が知事を勤めていた金沢藩時代は終わり、旧知事（旧藩主）前田慶寧は、八月十一日金沢を発して東京へ移住（新政府の強制）。かわつて、維新政府から指名された人物——主として薩長土肥の倒幕勢力のメンバー——が金沢県の長官として乗り込んでくる。金沢県の場合、それは薩摩の内田政風（注）であった。そして、明治五年二月、県名改称、さらに県庁移転へと続く。朝令暮改が繰り返される。——詳しくは別稿。

（注）内田のほか林 厚徳（徳島藩出身）が大参事に任命されるが、林は直ちに辞表を出して、赴任しない。

長官の抜擢については、東京における陸義猶などの金沢藩の薩摩派の画策があるが、ここでは省略。（『史談会速記録』など）

県都・美川町の誕生と町域変更

——金沢県の石川県への改称と、県庁の美川町への移転——

美川町が成立して約一年後の明治五年二月、金沢県は石川県と改称され、県庁が金沢から当の美川町に移されることとなる。このことは、よく知られていることなので、今更の感もあるが、資料紹介の意味も込めて、「公文録」「太政類典」などの

一級資料や同時代の金沢の新聞『開化新聞』などを引用して、この経過を追跡しておきたい。この追跡により、「美川町」誕生が明治二年ではなく明治四年三月であること、町域変更（「湊」分離—復旧—）が明治四年ではなく翌五年のこのときであることを確認していただければである。

A 「公文録」諸県之部。壬申・自二月至三月

「太政類典」第二編第九十五卷—第三類・地方一・行政区一

B 「開化新聞」第一号—三〇号

まず、発端は、明治四年十一月二十日の各県統廃合である。このとき、旧加賀藩領域を管轄していた金沢県から越中と能登が分離され、他方、江沼郡を中心とした大聖寺県が廃止されて金沢県に統合された。つまり、新しい金沢県は加賀一國を管轄することとなったのである。

就任早々の内田から、県名変更と県庁移転の願書が新政府に提出される。その願書は、次のようなものであった。—配列順序、句読点、傍線、〔 〕内は引用者

A①〔上申〕金沢県参事内田政風より史官あて

「金沢県庁、石川郡美川町へ移庁願

今般更ニ金沢県ヲ置カレ加賀國一円管轄被 命候処、元来金沢ノ儀ハ加越能三州総括ノ折据置候政庁ニテ、数多ノ土族卒モ群居シ其給禄等ノ潤沢ヲ以、十二七八ハ無産ノ人民、身ヲ勞セス活計相管、自然輻輳ノ地ト相成候ヘトモ、既二分県相成候上ハ授産ノ方法ニヨリ追々土族卒モ各所へ移散シ市中自然衰微ニ趣キ不日貧民苦情ノ処分ニ困難ヲ生スルコト目前ニアリト雖トモ、従前奢侈ノ旧習一時洗滌不致テハ愚民ノ方向ヲ転セシムルコト甚タ難シ。殊ニ金沢ハ加賀一円ノ中央ニ無之候故、布令宣諭ノ都合モ不宜、幸ニ移庁シテ衆庶ノ便ニ就キ且安逸ノ遊民ヲ振起シ他日ノ苦情無之様仕度候。依テ其地ヲ撰ムニ、能美・石川両郡ノ際、手取川ノ下流、美川町ハ、海岸ノ在テ右川ヲ挟ミ港形ヲナシ管下中央ノ地ニテ布令ノ説諭四方ノ通信運輸共ニ其宜ヲ得、且、上ハ越前、下ハ能登諸浦通舟等、地理十分ノ場所ニ付、速ニ此地ヘ転シ、名モ美川県ト改称セハ可然儀ト奉存候。然ル上ハ、金沢・大聖寺ノ二ヶ処ニ出張所ヲ置キ事務取捌可申、此段御聞届ノ様仕度、尤即今御聞濟相成候共、新県引渡ノ事務紛然相混シ候間、引渡相濟候後、速ニ移庁可

仕心得ニ御座候。此段奉願候。以上。

〔明治四年〕辛未十二月

金沢県参事 内田政風

史官 御中

この県官の願書を受けて、当時の大蔵省（内務省ができるのは、明治七年）を中心に政府部内での検討がなされ、改称・移転決定に至る経過は、次のとおりである。県官としては、「美川県」の名称を提案していたが、それは退けられた。

②〔稟議・起案〕史官あて大蔵省伺

「別紙金沢県参事願之趣参考仕候処、将来彼地衆庶ヲ按撫スル都合モ宜シク可有之且運輸之便も得可申候間、願之通、移庁相成可然ト存候。乍併、美川県之稱ハ不都合ニ付、石川県ト改称致シ可然。一体、美川町之儀ハ、石川郡元本吉村ト能美郡元湊村ヲ合併シ、去未三月ヨリ相唱候儀ニテ、一市両郡ニ互リ、境界取調等之節、不都合之廉も可有之候間、石川郡之分ノミ美川町之稱ヲ存シ、能美郡之分ハ依旧湊村ト相唱可然ト存候。依之、御布告案取調差出候書面相添、此段相伺候也

〔明治五年〕壬申正月廿八日

大蔵少輔 吉田清成

大蔵大輔 井上馨

正院 御中

御布告案

金沢県、石川県ト改称之事

但、県庁ハ美川町元本吉村ニ被置、能美郡美川町依旧湊村ト相改候事

③〔内部通達〕史官より大蔵当局へ

「金沢県庁、石川郡美川町へ移庁願、左之通御指揮濟ニ付、為御心得写差廻候也

壬申正月廿九日 史官

大蔵省 御中

④〔決定〕朱書一句読点は引用者

「美川町之稱ハ去未三月中石川郡本吉村能美郡元湊村ヲ合シ相唱へ候儀ニテ一村而郡ニ涉リ不都合ニ付、美川郡之稱ハ不被及 御沙汰候条、石川郡ノ内ヲ美川町ト称シ能美郡之内ヲ依旧湊ト可称事 印」

⑤〔布達文〕太政官より金沢県へ

金 沢 県

其県、石川県ト改称相成候事

但 県庁ハ美川町元本吉村ニ被置候事

壬申二月二日

太 政 官

⑥〔布告文〕第三十一号

「金沢県、石川県ト改称相成候事

但 県庁ハ美川町元本吉村ニ被置候事」

〔参考〕その後の移庁等の往復文書

⑦二月二日、県印彫刻之義伺（石川県権参事桐山純孝、参事内田政風より史官へ）

⑧同日、許可（史官より石川県へ）

⑨壬申四月、移庁御届（石川県より史官へ）

⑩六月九日、金沢・大聖寺の出張所廃止（石川県より史官へ）

以上が、「公文録」（配列順①④⑤②③⑦⑧⑨）と「太政類典」（配列順⑤⑥③①②⑨⑩）の記録である。①を読むと、『石川県史料』第一巻に掲載されている移庁願書と比べて文意に違いはないが、異なる字句の箇所がいくつもあるし、『石川県史料』には引用されていない文書も多数あり、より詳細に鮮明に経過をたどることができる。

B—同時代の地元の新聞報道——『官許 開化新聞』

県庁においては、行政上の布達・布告を県民に知らせなければならない。新しいメディアである新聞は、その際（上意下達）の便利で有効な手段であった。金沢における最初の新聞『官許 開化新聞』（吉本次郎兵衛）の報道を見ると次のとおり。

①「金沢県石川県と改称ニ相成本吉ニおるて県庁御取開の由」（第六号、明治五年申二月）

②——第七号（明治五年申二月）

a 「従来金沢の義ハ、加能越三州総轄の折被据置候政庁にて、加賀一国の中央に無之候故、布令宣諭の都合不宜候。石川県美川町ハ管下中央の地にて、布令の説諭、四方の通信及び諸浦之通船等共に宜を得候義ニ付、移庁之義兼而奉願候処、別紙之通、金沢県を石川県と改称し、美川町江移庁被仰渡候条、新県事務引渡相済次第、直に美川町へ移庁可致候〔脱漏——九号補欠（注）〕。諸事は迄之通可相心得、此段一統へ申渡候也。

壬申二月七日

石川県庁

〔別紙〕

金 沢 県

其県、石川県と改称相成候事 但、県庁ハ美川町元本吉村に被置候事

壬申二月二日

太 政 官

〔注〕「第七号御布令の部、美川町へ移庁可致候より諸事之間ニ『就てハ金沢之義ハ出張所を相設置』の十五字を書漏し社中謝罪す」（第九号）

b— 金沢町区長 副区長江

今般、移庁之義、別紙之通候条、得其意一同可申渡ニ付而者、其趣意能了解候様、篤可致説諭候。元来、金沢之義ハ式百余年来、人民輻輳の地にして其繁盛なる濫觴、是迄三州を管轄し士族卒尽く此地に群居して政庁を被建置候故之事に候。然処、追々世態も変遷し、去冬、分県被 仰出、七尾・新川の新県を被置候。左候得者、是迄の姿とは違ひ追日衰微の地に趣き候ハ申迄も無之事に候。依而、此際に当り時勢の変換を察し、断然方向を定、生業を計り可申処、

旧染之慣習一時に難脱ハ人情候得共、此処に因循候而者、終に破産失業の場合に立至り候義ハ必然の事ニ候。且ハ日用方暮も従来与因習に而、速に節儉の道も立兼候。是畢竟昔日の金沢の心得不解故に候。往昔ノ御代々都を被遷候も時勢の変遷、地の便利を占めて人目を改め奢侈を被制候御旨趣ニ候。然処、今般加賀国一円ニ相成候上ハ、金沢ハ県内の中央にても無之、又即今、方向を不改而者、漸次衰微を招候次第に候。依而、移庁ニ相成候得者、各昔日ニ非るを知り、奮發營業之目途を開き、更ニ面目を改め、初而換業の基相立可申候。且、移庁の義ハ当県に限り候義ニても無之、先達而より諸県多く庁を移し候義ハ一同承知之通ニ候。決而新県ニ相成、無情に見限り候様之義ニ而者、聊無之、向後之成立方如何可有之哉与深く焦慮罷在、実ニ以、惘然之至ニ候得共、興廢は氣運の然らしむる処、不得止義ニ候。依而、予め其機を察せずんハ必後患甚かるべし。故ニ今日、移庁に相成候ハ却而後日の繁栄を計り候基ニ候。県庁ニ於ても勸業の道、急度注意可致候条、各開墾製産を心懸、節儉を守り、一際可致勉勵候。此段、当町工商等へ懇切ニ可申諭候也。

壬申二月 石川県庁

県庁を「美川町」に移すことについて、「移庁」の趣旨説明と「時勢の変遷」への心構えの説諭を含む啓蒙専制的な県庁布達である。「移庁」をめぐる歴史学的再検討は、別の機会にゆずるとして、この「移庁」には、「美川町」の再度の区画変更がともなっていたことに注目しなければならない。すなわち、合併・新町名の次に、また本吉と湊の分離が行われたのである。まさに、朝令暮改の変更まで付随しての県都化であった。

③「本吉町・湊町合併、美川町与相唱来候得共、今般被 仰渡之趣有之、元本吉町を美川町与称し、湊町を湊村与相唱可申候旨之御布告ありたり」（第八号、明治五年申三月）

すなわち、県庁移転の上申検討のとき、さきに引用したように、町域が能美郡・石川郡の両郡にまたがるのは不都合との異議が大蔵省当局（内務省は未だなく、大蔵省が担当していた。）から唱えられ、結局は太政官の指令（布達・布告）により能美郡に属する湊を再分離し、旧に復し、石川郡に属する旧本吉地域のみで美川町

を構成することとなる、その結論のみが、上意下達となって、そのまま報道されたのである。

移庁決定・公表から数カ月、四月二十日に正式に移転となり、二十二日には式典が開催されたようである。

④「当月二十日に美川町え御移庁ありたり」（第十三号、明治五年申四月）

（注1）『石川県史料』第一巻―県庁部―

「同〔明治五年〕四月二十日石川県庁ヲ石川郡美川町ニ移シ出張所ヲ石川郡金沢及ヒ江沼郡大聖寺ニ置ク」

※「公文録」（国立公文書館）の「移庁御届」の移庁日は、四月廿日である。

（注2）『皇国地誌』―加賀国石川郡美川町は四月十二日としてゐる。誤記である。『明治五年壬申四月十二日（旧曆）石川県庁ヲ金沢ヨリ本町ニ移ス』（五九二頁。〔 〕内は、引用者注）

（注3）森田平次『金沢古蹟志』によると、「金沢県は翌五年二月石川県と改称し、県庁は国の中央なればとて、石川郡美川町即ち元本吉村に置かる、事に議定し、同年四月美川町旧本吉町奉行の役場跡を直に県庁となし、廿二日開庁の儀式あり」という。森田は、のち柿園と号し、郷土史家として著名となるが、明治五年四月石川県等外三等出仕（庶務課社寺掛）となり、白山麓天領の石川県への帰属や白山神社などの神仏分離推進に従事した時期があった。

なお、奇妙なことに、明治四年に再分離（本吉と湊に）したかのような記述が、後年の編著に散見される（注）が、これまた誤伝である。再分離は、明治五年二月に県庁が美川に移庁されるさい、新政府の指令によって上意下達されたものであつて、明治四年ではない。

（注）『石川県石川郡誌』（昭和2年3月、四七七頁）

『美川案内』（昭和3年12月、四頁）

『美川町史』上巻（昭和16年12月、三一頁）

『加能郷土辞彙』（昭和31年8月、八六三頁）

当時、美川有数の資産家で、明治初期の町政の中樞にいた加藤九吾が書き残した

という『明治三年十月改 諸事所方御用向手扣』（『美川町政史』、四頁）を注意深く検討すれば、これには「美川町」という名称は無く、これに対して明治四年以降に『美川町御用留』との名称が登場することが判る（同）。そして、「南郷」「北郷」という表記が、明治四年末にも、なお登場する。再分離したならば、南北の区別は無くなっている筈であるが、そうはなっていない。この時期（明治四年末）には未だ「南郷・北郷」が存在していたのである。

「美川町北郷延御払米願仕法書上之事。……辛未十二月」（田中・五九三頁）

結びにかえて

以上により、金沢県から石川県となつて最初に県庁が置かれることとなつた美川町の、その誕生時期は、通説の明治二年ではなく、金沢藩末期の明治四年二月——新政府への届出は遅れて同年三月十九日——のことであることが明らかとなつた。長い間に通説化した明治二年説は、金沢藩幹部の手記「御触留」、藩内の「十村文

書」、そして新政府の「公文録」等によつて誤りとして退けられ、明治四年の正しいことが裏付けられたわけである。では、明治四年という時期に、このような新しい町が誕生した事情は何だったのだろうか。それは、結論的にいえば、藩末期の行政改革の一環としての町村区域整理として藩内各地で実施された施策のひとつであったといえよう。河口の両岸を合併して一つの町とする発想は、越中の東水橋と西水橋を合併して「水橋町」とし、伏木と放生津などを合併して「新湊町」としたことも見られるのである。ところで、両町では、それが明治四年であったことは早くから判明しており、明治二年であったとするような誤った通説は生まれていない。また、文中で紹介した『富山県史』は、両町誕生を含む町村区域整理を指令した金沢藩庁の文書の写しである「十村文書」を活字化して掲載し、それには、現在の石川県域のものも記載され、「美川町」も当然のこととして、そこに記載されている。石川県の研究といえども、隣県の文献にも目配りが必要であることの一例である。石川県地域史研究の方法と姿勢を再検討する契機となれば幸いである。

